

西宮市応急診療所運営協議会要綱

(設置)

第1条 休日および夜間における急病患者に対し、応急的な診療を行うために西宮市池田町13番3号に設置した西宮市応急診療所(以下「診療所」という。)における診療業務等の円滑な運営を図ることを目的として、西宮市応急診療所運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 協議会は、次の構成員によって組織する。

- (1) 西宮市 5人
- (2) 西宮市医師会 6人
- (3) 後送病院代表 1人
- (4) 西宮市薬剤師会 3人

2 構成員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

3 補充された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長をおく。

2 会長は協議会において構成員が互選する。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した構成員が会長の職務を代理する。

(協議事項)

第4条 協議会は、第1条の目的を図るため、次の事項について協議する。

- (1) 救急の正しい受診方法の市民への啓発
- (2) 臨時の診療日および休診日の設定
- (3) 診療所に備える医療機器等の改廃
- (4) 診療所に備える薬品の改廃
- (5) 診療業務により生じた医事紛争等の審議
- (6) その他診療所運営に必要な事項

(召集)

第5条 会長は、前条に規定する事項が生じたとき、または自ら必要があると認めるときは、すみやかに協議会を召集し、協議するものとする。

2 会長が選任されていないときは、市長が協議会を召集することができる。

(審議および決定)

第 6 条 協議会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

2 協議会の議事は、出席者の過半数によって決定し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 第 4 条第 5 号の審議にあたっては、専門家の意見を聴くことができる。

(庶 務)

第 7 条 協議会の庶務は、西宮市保健予防課において処理する。

(雑 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

1 この要綱は、昭和 5 4 年 1 0 月 1 日から実施する。

2 昭和 5 4 年に限り、構成員の任期は暫定措置として昭和 5 5 年 3 月 3 1 日までとする。

付 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 2 8 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 8 年 1 0 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から実施する。